(3)　事業計画の合理性

本件事業は、村山特別支援学校の児童生徒数に対応した学習環境を確保することを主な目的として、増築事業と一体となって共用グラウンド等を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、特別支援学校施設整備指針（平成23年文部科学省大臣官房文教施設企画部）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地については、現在の村山特別支援学校及び山形聾学校敷地（以下「学校敷地」という。）の南側隣接地を整備する申請案のほか、学校敷地の西側隣接地を整備する案及び学校敷地の北側隣接地を整備する案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、児童生徒の移動が安全かつ容易であること、造成期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

○中部地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日　　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
島田市菊川字法恩寺裏五一六番三から同市佐夜鹿字実田一五三番一まで	前	五二・九七～一一九・九二メートル	〇〇・三八一キロメートル
	後	五二・九七～一二四・一四メートル	〇〇・三八一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、村山特別支援学校は、教室不足や施設の狭隘化等の問題が生じ、児童生徒の学習環境に著しい支障をきたしていることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

また、山形県特別支援学校知的障がい教育校親の会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　山形県山形市役所

○九州地方整備局告示第百九十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日　　九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇佐市大字山本字経堂一六二一番一から同市大字山本字片峰一六一五番一まで	前	四八・〇〇～七三・〇〇メートル	〇〇・一五一キロメートル
	後	四〇・一七～五六・四七メートル	〇〇・一五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局、同局大分河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所

○九州地方整備局告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定の解除及び指定をするので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十六日から二週間九州地方整備局、同局大分河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日　　九州地方整備局長　金尾　健司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十号

三　指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
宇佐市大字山本字山口前一五一一番から同市大字山本字片峰一六一五番一まで	三五・〇〇～四二・七八メートル	〇〇・一一七キロメートル

四　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
宇佐市大字山本字山口前一五一一番から同市大字山本字片峰一六一五番一まで	四〇・〇六～五六・四七メートル	〇〇・一一七キロメートル

五　指定を解除及び指定する期日　平成二十六年九月十六日

○九州地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日　　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宇佐市大字山本字山口前一五一一番から同市大字山本字片峰一六一五番一まで	九州地方整備局、同局大分河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月十七日六時